

おもちゃ貸出の利用案内

子育て支援の一環として、家庭と地域、人とがつながっていくことを目的に、以下の団体におもちゃの貸出をします。

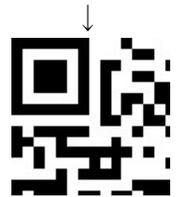
貸出対象

- (1) 市内の子育てサークル
- (2) 市内在住の小学校就学前までの子どもとその保護者で構成されるグループ
- (3) 子育て中の親子を支援する団体

申込方法

- (1) センターに電話で予約状況を確認してください。
 - (2) 利用日の3日前までに Logo フォームより申請してください。(下図 読み取り)
- *代表者以外の方がおもちゃを引き渡しする場合は、備考欄にその方の名前を記入してください。

*取り消し・変更の際は、速やかにセンターへご連絡ください。



貸出個数

1回につき原則3種以内とする。ただし、こどもの参加人数が20人を超えるときは、その貸出個数を5種以内とすることができる。

貸出期間

貸出日の翌日から起算して3日(3泊4日)貸し出します。

使用場所

集会所、公民館、コミュニティーセンターなど

貸出・返却

代表者等による手渡しとなります。運搬等は、各自でお願いします。

貸出・・・月～金曜日 10～16時

返却・・・月～金曜日 10～16時

(休日祝日・おにクル休館日(第2・4月曜日(祝日と重なった場合は翌火曜日)

及び12月28日から翌年1月4日までは除く。)

利用の制限

次の場合、おもちゃの貸し出しができません。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により貸し出しを受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 営利を目的としていると認められるとき。
- (4) 政治的又は宗教的な意図を持つと認められるとき。
- (5) その他市長が不相当と認められたとき。

弁 償

利用者はおもちゃ等を紛失、滅失若しくはき損（汚損を含む。）したときは、現品又は相当価格で弁償をお願いします。ただし、やむを得ないと認めたときは、弁償を減額、又は免除することができます。

～万一の破損・部品の紛失について～

返却時に自己申告してください。

貸出、返却時に担当者が一緒に確認します。

そ の 他

☆申し込み多数の場合、日程等を調整させていただく事があります。

☆おもちゃは、誤飲、転倒、破損したもので怪我をすることのないよう必ず大人がそばについて遊ばせるようにしてください。

☆ 市民の皆さんが使うおもちゃや教材です。みんなが気持ちよく安全に使えるよう大事に使いましょう。使った後はおもちゃ点検リストに基づいて、数量・汚れ破損などの点検をして、元通りの状態にして返却してください。

☆おもちゃの破損などで急に貸し出せなくなることもありますのでご了承ください。

※【茨木市】に暴風警報が発表された場合、

震度5弱以上の地震が起こった場合、

こども支援センターが休館の必要性があると判断された場合などは

貸出しはできません。詳しくはお問い合わせください。

こども支援センター（子育て支援課）

☎ 624-9301

E-mail kosodate_c@city.ibaraki.lg.jp